



平成 29 年 8 月 9 日

各 位

会 社 名 ぴあ株式会社
代 表 者 代表取締役社長 矢内 廣
(コード：4337 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役コーポレート統括 吉澤 保幸
電 話 番 号 03-5774-5278

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	平成 29 年 8 月 31 日
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 9,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき金 3,970 円
(4) 処 分 総 額	35,730,000 円
(5) 処 分 予 定 先	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託 E 口）
(6) そ の 他	該当事項はありません。

2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」（以下、「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）の一部を改定し、本制度の対象に当社の上席執行役員を追加することを決定いたしました。（一部改定の概要につきましては本日付「株式給付信託（BBT）」の一部改定及び追加拠出に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

本自己株式処分は、本制度の一部改定に当たって当社株式の保有及び処分を行う資産管理サービス信託銀行株式会社（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に設定されている信託 E 口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。処分数量については、役員株式給付規程に基づき信託期間中に当社の上席執行役員に給付すると見込まれる株式数（平成 30 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 31 年 3 月末日で終了する事業年度までの 2 事業年度における業績達成度等に応じて付与されるポイント数）に相当するものであり、平成 29 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 14,547,213 株に対し 0.06%（小数点第 3 位を四捨五入、平成 29 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 143,027 個に対する割合 0.06%）としております。

※信託契約の概要

信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	役員株式給付規程に基づき信託財産である当社株式等の財産を受益者に交付すること
委託者	当社
受託者	みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結済みであり、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者です。
受益者	取締役及び上席執行役員を退任した者のうち、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者を選定 本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一切行使しません。これにより、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。
信託契約日	平成 28 年 11 月 30 日
信託設定日	平成 28 年 11 月 30 日
信託の期間	平成 28 年 11 月 30 日から信託が終了するまで

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日（平成 29 年 8 月 8 日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である 3,970 円といたしました。これは、取締役会決議日直前のマーケットプライスであり、合理的であると判断しております。

なお当該処分価額 3,970 円については、取締役会決議日の直前営業日の直近 1 か月間の終値平均 3,871 円（円未満切捨）に対して 102.6%を乗じた額であり、同直近 3 か月間の終値平均 3,679 円（円未満切捨）に対して 107.9%を乗じた額であり、あるいは同直近 6 か月間の終値平均 3,347 円（円未満切捨）に対して 118.6%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役 3 名（3 名全員が社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続き

本自己株式処分は、① 希釈化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上